

男女共同参画社会を考えよう

～DV・セクハラについて～

男女共同参画を進めるには、男女とも、お互いの人権を尊重することが大切です。DV、セクハラは、どんな場合でも重大な人権侵害であり、男女共同参画の推進を阻害する行為です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦、恋人間など、親密な男女の関係にある暴力をDVといいます。「暴力」といっても種類はさまざまです。殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的な暴力なども含まれます。主なものは次のとおりです。

身体的暴力

殴る、蹴る、物を投げつけるなど

精神的暴力

大声でどなる、脅迫、交友関係などを厳しく監視するなど

性的暴力

望まない性行為、避妊に協力しないなど

経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを妨げるなど

セクハラ（セクシャル・ハラスメント）

性的な言動によって相手を不快にさせたり、生活環境を害することをセクハラといいます。性犯罪になるものから、悪意がなくとも受ける側が望まない性的関心を含んだ言動や、受ける側にとって無礼で威嚇的な行為までを含みます。主なものは次のとおりです。

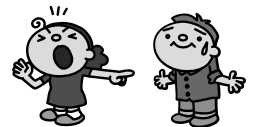
性的な冗談、からかい

食事などへの執拗な誘い

個人的な性体験をたずねる

性的関係の強要

身体への不適切な接触



もし被害にあったらどうしたらいいの？

一人で解決しようとしたり悩んだりせずに相談しましょう。秋田県男女共同参画課（018-860-1557）では、DVやセクハラなど、男女共同参画に関する人権侵害についての相談を受け付けています。身体に危険がせまっているときは迷わず110番しましょう。

問い合わせ先

21創造課きみまち振興係

（庁舎2階 番窓口） 73-5310

住宅整備資金 貸付事業のご紹介

高齢者、障害者住宅整備
資金貸付事業

高齢者、障害者の方が生活しやすい居室などに増改築するために必要な資金をお貸しします。

対象者

60歳以上の高齢者と同居している方

身障手帳1級、4級（身体障害児含む）と同居している方

療育手帳A受給者または同程度の障害の方と同居している方

貸付限度額 200万円

利率 町の借入利率と同利率

返済期間 10年間（年2回払い）

申し込み期間 平成17年4月1日～4月28日

申請に必要な書類

所得証明書、資産証明書、工事見積書、設計図面、理由書、戸籍謄本

母子・寡婦家庭住宅整備
資金貸付事業

母子・寡婦家庭の方が住宅を増改築するために必要な資金をお貸しします。

対象者 母子または寡婦家庭の方

貸付限度額 150万円

利率 年3%以内（ただし所得税非課税世帯は無利子）

返済期間 10年間（年1回払い）

申し込み期間 平成17年4月1日～5月31日

申請に必要な書類

工事見積書、設計図面、戸籍謄本

申請に必要な書類をそろえるのは時間がかかると思われず、住宅の増改築をお考えの方はお早め

にお問い合わせください。

問い合わせ先

福祉保健課
（庁舎1階 番窓口）

73 5500